

心と心、笑顔のリレー

たすき

TASUKI

2025年
1月 発刊

VOL. 49



社会福祉法人 豊済生会支部
富山県済生会

富山県済生会富山病院

〒931-8533 富山市楠木33番地1
TEL 076(437)1111 FAX 076(437)1122
医療福祉支援センター
TEL 076(437)1120 FAX 076(437)1131

<http://www.saiseikai-toyama.jp/>



新年のご挨拶

社会福祉法人 豊済生会
富山県済生会富山病院
院長 亀山 智樹

明けましておめでとうございます。

今年の干支は巳年(み・へびどし)で、「乙巳(きのと・み)」です。しばしば嫌われる「へび」ですが、強い生命力や脱皮を繰り返し成長することから、「再生」「復活」「長寿」の象

徴、神の使いとされます。ギリシャ神話の名医アスクレピオスの持つ杖に蛇が巻きついていてことから、この杖はWHOをはじめ広く世界中で医療・医術のシンボルマークになっています。日本医師会のロゴも「医学を象徴する」蛇で、医薬に関係する乳鉢と乳棒を図案化しています。

乙(木弟:きのと)は、「種子の殻を突き破り、芽を出す状態」草木がしなやかに伸びる様子や横へと広がっていく意味を持つとされます。柔軟性や協調性を象徴し、周囲との調和を保ちながら自身の目標に向かって進んでいく力を表すようです。そのため乙巳の年は、「再生や変化を繰り返しながら柔軟に発展していく、これまでの努力や準備が実を結び始める」年になるとされています。

2025年は、団塊の世代が後期高齢者となり超高齢化社会を迎え、雇用、医療、福祉など広い範囲に深刻な問題が生じる、2025年問題として取り上げられ、対策がなされてきました。想定以上に深刻なのが、少子化による人材不足と都市部への人材流出です。高齢患者は2040年まで緩やかに増加すると予想されており、変質してゆく地域の医療、とりわけ高齢者救急の増加に対応する、医師も含めた人材の確保・育成と、医療現場での職員の身体的、精神的負担軽減が今後の重要課題の一つと考えています。身体的負担軽減には、働き方改革の推進とともに、病気の発症予防、早期発見治療のための予防医学の充実、軽症から治療を開始し重症



化を防ぎ在宅復帰を促す、早期からの継続的リハビリ、病診連携、在宅医療支援、医介連携をさらに強化する必要があります。精神的負担軽減には、人員確保がますます困難になる中、数多くの状況に対応できるように職員が「リスキリング」を行い、余裕があり働きがいのある職場風土、文化を作り上げる必要があります。問題となっているカスタマーハラスメント対策もさらに強化しなければなりません。

干支は60年に一度同じ組合せになります。60年前の1965年乙巳年は前年の東京オリンピックの余韻が残る中、経済発展が加速しました。また、60年×23回前の飛鳥時代645年には、中大兄皇子と中臣鎌足が蘇我氏を滅ぼす「乙巳の変」が起きました。その後中大兄皇子(天智天皇)らは「大化の改新」を断行し、中臣鎌足は天智天皇より藤原姓を賜り、昨年大河ドラマで取上げられた藤原氏の栄華に繋がるのです。2025年乙巳年が、多くの人々にとって成長と結実の時期となることを期待しています。

糖尿病看護認定看護師の紹介



糖尿病は年々増加の一步をたどり、日本では、糖尿病が強く疑われる方が約1000万人と推計されています。更に超高齢化社会も加速しており、高齢になってから糖尿病を発症する方も少なくありません。糖尿病の治療は、食事や運動などの生活習慣に密着しているため、今までの生活を糖尿病治療に合わせて変えていくことは容易なことではありません。糖尿病看護認定看護師は、生涯にわたり糖尿病とうまく付き合いながら、その人らしく生き生きと過ごせるようにサポートさせていただきます。

当院では、平成30年より外来糖尿病患者に対する教育の充実を目的として「外来糖尿病教育コース」を開始し、医師、糖尿病看護認定看護師、管理栄養士、理学療法士の多職種と連携を図りながら実施しております。患者さんには、このコースを通じて、糖尿病に対する正しい知識を学び自己管理の方法を習得していただきます。また、入院患者含め、糖尿病治療や生活で困っている患者さん、その御家族を対象に面談を行い、知識の習得だけでなく、個々に生じた心理的・身体的・社会的な問題に対し、支援できるようここがけています。その他に、合併症予防対策として「フットケア」や「糖尿病透析予防指導コース」も設けております。

今後も、ひとりひとりの“糖尿病”に合わせた、幅広い治療選択や生活支援を提供できるよう努めてまいります。どうぞお気軽に御相談下さい。

文責／糖尿病看護認定看護師 若林昌子

歯科口腔外科

2024年10月1日より当院の歯科口腔外科に着任致しました、櫻井精斉と申します。出身は長野県で、長野県松本市の信州大学で卒後研修を行い、大学院を卒業後、長野県内の総合病院で診療をして参りました。この度、2024年6月に富山大学歯科口腔外科学講座教授に就任された山田慎一先生とのご縁で、富山の地に参りました。

当科は2013年より歯科口腔外科を標榜し、診療を行っております。口腔・顎・顔面および隣接組織の疾患を対象としており、同部の損傷、炎症、嚢胞や腫瘍など外科的治療が必要な疾患の他、口腔粘膜疾患、口腔乾燥症、顎関節症など内科的治療を要する疾患の診療も行っています。昨今、高齢化により多数の既往を持つ方や多剤の内服をされているいわゆる有病者が増えています。当科では必要に応じて主治医との連携を取りながら、一般の歯科医院での対応が困難な有病者への歯科治療（主に観血的処置）も行っております。外来診療は基本的にはかかりつけの先生方からのご紹介で診療を行っています。当科での対応が困難な場合には、富山大学附属病院等、近隣病院との連携を取り対応をさせていただきます。直接の来院にもできる限り対応しておりますが、ご予約の方優先での対応となります。急ぎ対応が必要な患者さんについてはこの限りではございません。口、顔、顎が腫れた、痛いなど、顎顔面領域でお困りのことがございましたら遠慮なくご相談ください。

当科では当院通院中もしくは入院中の患者さんの口腔管理にも力を入れています。いわゆる周術期口腔機能管理（特定の手術や化学療法中の方、緩和ケア中の方）や経口摂取困難者への口腔ケア、歯科治療を行い、口腔内環境改善のお手伝いをします。2024年には入院患者さんの口腔ケアで診療報酬請求が可能な範囲も拡大されました。今後は集中治療中の方や回復期リハビリテーション病棟や地域包括ケア病棟の方などの口腔ケアにも取り組み、口腔ケアを通じて患者さんの口腔衛生環境の改善から、全身状態の改善への繋がりたいと考えます。

口腔管理は切れ間のない継続的なケアが肝要です。当科を受診された方で退院後など歯科医院への通院が可能になった方には、連携いただいている歯科医院をご紹介します、かかりつけ歯科での定期管理を依頼させていただいております。

当科での診療、口腔管理を通じて、富山県の地域医療の充実、公衆衛生の向上に少しでも貢献できればと考えております。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。



（前列左から）櫻井医師、坂口歯科衛生士
（後列左から）野村歯科衛生士、杉本歯科衛生士

文責／歯科口腔外科 櫻井精斉

歯科口腔外科 外来担当表		月	火	水	木	金
1診	午前	櫻井	櫻井	櫻井	櫻井	櫻井
	午後	予約	手術	予約	予約	予約

当院にご紹介いただく先生方へ……

医療福祉支援センターでは、ご紹介頂く患者さんの診察予約、検査予約を行っております。
予約を行うことで、診療手続きが簡素化され、速やかな診察が可能となります。

診察予約の流れ

- 1 医療福祉支援センターへお電話ください。**
(直接、診察申込書をFAXしていただいても結構です。)
- 2 医療福祉支援センターで直接予約をお取りします。**
※医療福祉支援センターで判断ができない場合は担当医師に確認が必要なため、相談の上、予約させていただきます。
- 3 診察申込書をFAXください。**
確認、登録の上、予約票をFAXいたしますので、患者さんへお渡しください。

検査予約の流れ

- 1 医療福祉支援センターへお電話ください。**
- 2 医療福祉支援センターで直接予約をお取りします。**
- 3 診察申込書をFAXください。**
確認、登録の上、予約票をFAXいたしますので、患者さんへお渡しください。

検査予約時間	CT	心臓CT
	10:00～11:30 (火・金以外)	月 14:00～15:00
	13:30～16:30 (月・水)	火 14:00～14:30
		水 14:00～15:00
	RI	木 14:00～14:30
	8:30～11:30 (月～金)	金 14:00～15:00
	13:30～16:30 (月～水)	
	MRI	
	13:30～16:30 (月・水)	

令和6年4月以降
CT・MRI検査予約枠
変更となりました。
ご了承ください。



富山県済生会富山病院 医療福祉支援センター

〒931-8533 富山市楠木33番地1 TEL 076-437-1120(直通) FAX 076-437-1131(直通)

ミッション(使命)

患者さん本位の心温まるすぐれた医療の提供

ビジョン(将来像)

- 地域住民の健康寿命の延伸
- 健康障害を抱える人々の生活の質の向上
- 働きがいのある職場環境の形成

バリュー(価値観)

- 医療の質向上をめざすこと
- 地域に貢献すること
- 自己研鑽と育成に努めること
- 健全経営をめざすこと

行動指針

- 私たちは 患者さんの立場にたって行動します
- 私たちは 患者さんの権利を尊重します
- 私たちは 信頼される医療を提供します
- 私たちは 生活困窮者を支援します
- 私たちは 働きやすさとやりがいのある職場をめざします
- 私たちは 同心協力の心を大切にします
- 私たちは 法令・規則を遵守します
- 私たちは 自己研鑽に努めます
- 私たちは 次代を担う医療人を育てます
- 私たちは 安定した事業の運営をめざします

患者さんの権利と責務

私たちは、医療行為が患者さんと医療者との信頼関係の上に成り立つものであり、医療は患者さん中心であることを深く認識して、ここに「患者さんの権利と責務」を定めます

①患者さんの権利

- 個人としてその人格を尊重される権利
- 質の高い医療を公平に受ける権利
- 十分な情報を知り、説明を受ける権利
- 選択の自由と自己決定する権利
- プライバシーが守られる権利

②患者さんの責務

- 自身の情報を正しく提供する責務
- 診療行為に協力する責務
- 療養に専念する責務
- マナーや規則を守る責務
- 医療費を支払う責務